

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「社会福祉法人の在り方について」を公表～社会福祉法人の在り方等に関する検討会 報告書～…………… 1
- ・政府税制調査会が「法人税の改革について」をとりまとめる…………… 2
- ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針が発出される…………… 3
- ・子ども・子育て支援新制度に関する「よくある質問と回答」3種が公表される…………… 4
- ・厚生労働省人事異動のお知らせ（7月11日付／雇用均等・児童家庭局関係等抜粋）…………… 4

◆ 「社会福祉法人の在り方について」を公表 ◆

～社会福祉法人の在り方等に関する検討会 報告書～

社会福祉法人の在り方等に関する検討会（厚生労働省）は、「社会福祉法人の在り方について」の報告書を取りまとめ、7月4日（金）に公表しました。

同検討会は、現行の社会福祉法人制度の抱える諸問題を整理し、今後も社会福祉法人が我が国の福祉の重要な担い手として地域住民、国民の期待に応える存在であり続けるための改革案を検討するために設置されたもので、平成25年9月に第1回検討会を開催、以来12回にわたり検討を行い、社会福祉法人制度の改革に向けた方向性と論点を明らかにしました。

最後の検討会である6月16日（月）では、「社会福祉法人の在り方について」の報告書（案）が示され、とりまとめの議論が行われていました（会報『ぜんほきょう』7月号にて既報）。これらの議論をふまえ、報告書の最終修正は座長（田中滋氏／慶

応義塾大学名誉教授) 一任となり、今回の公表となったものです。

報告書は、以下の5部構成となっています。

- 第1部：社会福祉法人制度の概要
- 第2部：社会福祉法人制度を取り巻く状況の変化
- 第3部：社会福祉法人の課題
- 第4部：社会福祉法人の今日的な役割
- 第5部：社会福祉法人制度見直しにおける論点

第5部で示された論点では、歴史的に地域福祉の向上を支えてきた社会福祉法人が、時代の変化を踏まえ、今後も福祉の主な担い手として地域住民等から信任を得続けるためには「地域における公益的な活動の推進」、「法人組織の体制強化」、「法人運営の透明性の確保」は必須の事項であること、今後も多様化し複雑化する福祉ニーズへの対応には、「法人の規模拡大・協働化」や「法人の監督の見直し」等の環境整備が必要であるとされています。

報告書は、下記 URL または、厚生労働省ホームページ>報道・広報>報道発表資料>2014年7月>「社会福祉法人の在り方について」(報告書) からご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000050216.html>

◆政府税制調査会が「法人税の改革について」をとりまとめる◆

政府税制調査会(中里実会長/東京大学教授)は、6月27日の第10回税制調査会において、「法人税の減税について」をとりまとめました。

とりまとめでは、公益法人課税等の見直しについて触れており、『公益法人等は収益事業のみが課税対象であることに加え、みなし寄附金制度もある。さらにサービス供給主体の多様化により経営形態のみによって公益事業を定義することが適当ではなくなっている。こうしたことから、改革の方向性として、公益法人等に対する課税の抜本的な見直しが必要である』と打ち出しています。

また、『特に介護事業のように、民間事業者との競合が発生している分野においては、経営形態間での課税の公平性を確保していく必要がある』としています。みなし寄附金制度については、『制度の適用を受けた上に、軽減税率の適用も受けることは過大な対応であり、これも見直しが必要』としています。

なお、公益法人等のガバナンスの強化や、対象法人が実際に公益目的事業を行っているかを確認する仕組みが必要であるとの意見もあったと述べられています。

本とりまとめについては、今後、与党自由民主党税制調査会において検討され、本

年 12 月を目途に平成 26 年度税制改正大綱として決定されることとなります。

とりまとめられた「法人税の減税について」は、下記 URL または、内閣府のホームページ>審議会・懇談会等>税制調査会 からご覧いただけます。

※「法人税の減税について」掲載ページ URL。公益法人に関する言及があるページは 8~9 ページ。

http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2014/_icsFiles/afieldfile/2014/06/27/26zen10kai7..pdf

◆子ども・子育て支援法に基づく基本指針が発出される◆

7 月 2 日、内閣府は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）」を公布しました。

この指針は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 60 条に基づくもので、新たな制度下における、教育・保育の提供体制の確保、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項、子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めたものです。

【主な項目】

- 第1 子ども・子育て支援の意義に関する事項
- 第2 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- 第3 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
- 第4 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 第5 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 第6 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

※詳細は、下記の URL または、内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策/子ども・子育て支援新制度>法令・通知等 からご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

◆子ども・子育て支援新制度に関する「よくある質問と回答」3種が公表される◆

7月9日、子ども・子育て支援新制度に関し、よくある質問と回答を掲載したQ&A集が、内閣府より公表されました。今回公表されたQ&A集は以下の3本です。

- ・「自治体向けFAQ（よくある質問）」
- ・「事業者向けFAQ（よくある質問）（第3版）」

事業者向けFAQは平成26年6月に公表された内容に追加、一部修正を加えたものです。

- ・「公定価格に関するFAQ（よくある質問）（Ver.2）」

公定価格に関するFAQの参考資料として、公定価格の試算ソフトが、国から示されています。下記URLよりダウンロード可能です。

<http://www.youho.go.jp/shisansoft.html>

なおFAQのPDFデータは、下記URLまたは、内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策/子ども・子育て支援新制度>よくある御質問 からご覧いただけます。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

◆厚生労働省 人事異動のお知らせ◆

(7月11日付/雇用均等・児童家庭局関係等抜粋)

(敬称略)

新	氏名	旧
雇用均等・児童家庭局長	安藤 よし子	労働基準局労災補償部長
大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）	木下 賢志	内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当）
雇用均等・児童家庭局保育課長	朝川 知昭	老健局振興課長
雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 命：雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室長事務取扱	大隈 俊弥	労働基準局安全衛生部安全課主任 中央産業安全専門官 労働基準局労働条件政策課併任
社会・援護局長	鈴木 俊彦	大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）
政策統括官（労働担当）	石井 淳子	雇用均等・児童家庭局長
大臣官房会計課長	橋本 泰宏	雇用均等・児童家庭局保育課長
国立社会保障・人口問題研究所企画部長	小野 太一	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 命：雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室長事務取扱